

智頭町立智頭中学校いじめ防止基本方針

智頭町立智頭中学校

平成26年3月策定

平成28年3月改訂

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめは決して許される行為ではない。しかし、いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る。この事実を踏まえ、学校、家庭、地域その他の関係機関との連携のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期解決、いじめへの対処を総合的・効果的に取り組み、生徒が充実した明るく楽しい学校生活を送ることができるように、国、県、町のいじめ防止等のための基本方針に基づき「智頭町立智頭中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに関する基本的認識

○いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。

○いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

○いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。

○「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。

○いじめは、その様子によって、暴行・恐喝等の刑罰に抵触することがある。

○いじめは、周りの大人のものの見方や考え方、教育に対する取り組み方が大きく影響する。

○いじめの解決には、すべての関係者がそれぞれの責務を自覚し、連携して取り組むことが重要である。

II いじめ防止対策の校内組織

1 校内体制

いじめ防止のために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成メンバー>

- ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・人権教育主任・教育相談担当、養護教諭
関係学級担任、スクールカウンセラー

<主な活動>

○組織的にいじめ問題に取り組むにあたって、その中核となる役割を担い、問題の解消まで責任を持つ。（事案への組織的対応、取り組みの評価等を行う。）

○基本方針に基づく取り組み、計画の作成、相談窓口、いじめの疑いに関する情報、生徒の問題

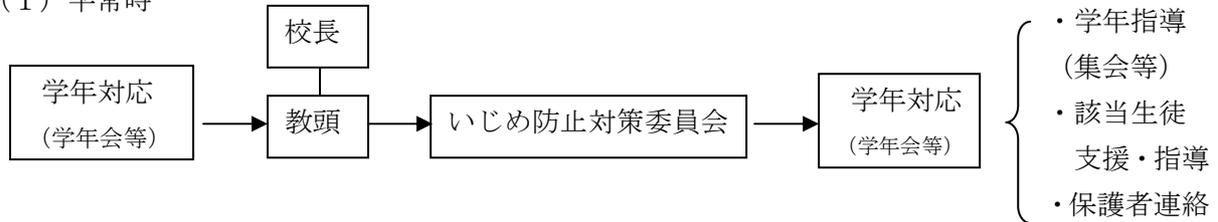
行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

○いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

○基本方針の策定や見直し、取り組み状況の把握、事例検討、計画の見直し等を行う。

2 校内体制に基づく組織的な対応

(1) 平常時



(2) 重大事態発生時

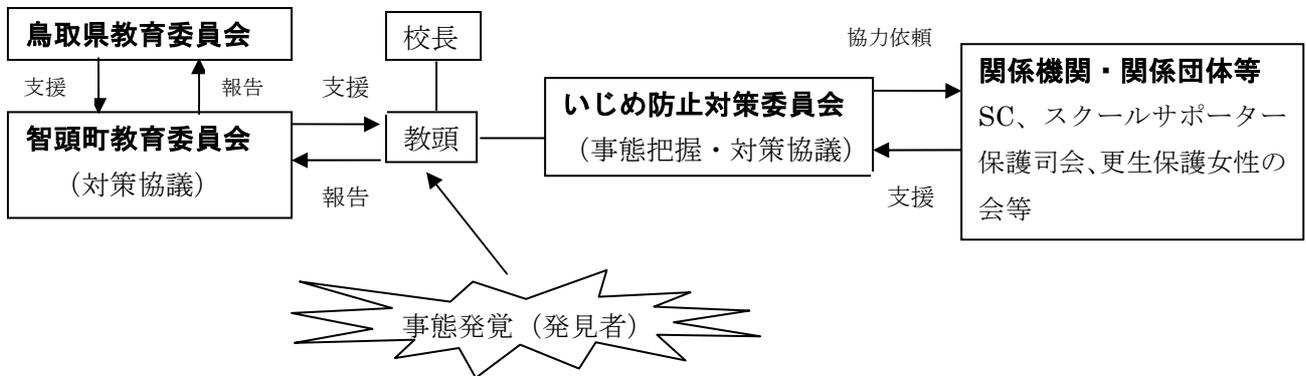
重大事態とは

○いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時。

生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。(年間30日以上が目安で、個々の状況を十分配慮した上で判断すること)

○生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった場合。



III いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

1 未然防止のための取り組み

(1) 学校経営重点事項の具体的・横断的な実践

○基本的生活習慣、規範意識の確立を図り、家庭学習の習慣化、課題提出の徹底により、基礎学力の向上をめざす。

○何事に対しても向上心を持ち、日々の学習や部活動、学校行事に一生懸命取り組ませることにより、「満足感」「達成感」「自信」を持たせる。

・生徒会活動の充実、部活動の活性化

○学級集団づくりに力を入れ、互いに認め合い、支え合い、切磋琢磨できる仲間作りを行う。

・道徳、学級活動、人権教育の充実

・すべての生徒にいじめは絶対に許されない行為であるという強い気持ちを育てる。

・自他を尊重する精神と出会いや人との関わりを大切にして生活する態度を培う。

○情報モラル教育の普及

・情報モラル、インターネット等情報機器との正しい付き合い方を生徒、保護者に啓発する。

2 早期発見のための取り組み

(1) 早期発見の基本的行動実践

○ささいな言動の変化に気づく（生徒観察の充実）

・登校時、朝学活での表情、授業中や休憩中の様子、保健室への来室状況等から、生徒のささいな行動の変化を見逃さない。

○生活ノートを通した生徒との関わりや定期的な学校生活アンケート（いじめについて問う項目を含む）実施によりいじめの実態を把握する。

○情報の共有

・主任会、職員会で情報交換を行い、気がかりな生徒については全職員で問題を共有し、対応にあたる。

○教育相談の充実とスクールカウンセラーの活用

・スクールカウンセラーと週に1回ケース会議や情報共有を行う。

・学期に1回教育相談週間を実施するが、日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

3 早期解決への取り組み

(1) 重大事態への対応7項目

○的確な情報収集（現場検証と迅速な報告）

○緊急校内組織（いじめ防止対策委員会）の開催

○調査による実態把握（警察・関係諸機関）

○解決に向けた指導・支援（被害生徒の保護、加害生徒への指導）

○教育委員会及び関係機関と連携した解決

○地域・保護者との連携（保護者会開催等）

○継続指導と再発防止

(2) 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

IV 重大事態への対処

万一重大事態が発生した場合には、以下の方針の下、全力で対処にあたる。

○いじめの対象である生徒の心身の安全や安心、安定を最優先に取り組む。暴力を伴ういじめ等、いじめを目撃した場合は速やかに止めることを最優先する。

○町教育委員会、関係諸機関と連携を取りながら必要な対応を行うと共に、当事者の保護者には十分な配慮をして状況を伝える。

○いじめを行った生徒の心にも十分に寄り添い、継続的に指導や支援を行う。